

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

- ・可能な限り、許可時の内容に水銀使用製品産業廃棄物等を追加する形で記載すること。
 - ・県外からの産廃搬入は原則として禁止。
- （変更）
- ・化学工場から排出される廃酸（水銀含有ばいじん等を含む）を、（株）□□の焼却施設へ収集運搬する。
 - ・宮崎商事等から排出される廃蛍光ランプを、（株）□□の管理型最終処分場へ収集運搬する。

2. 取り扱う産業廃棄物の種類

※2、4が追加
取り扱う種類が多い
場合は別紙でも可

- ・可能な限り、許可時の内容に水銀使用製品産業廃棄物等を追加する形で記載すること。
- ・処分・再生については次の措置が必要となるので、予定運搬先の記載には留意すること。
 - ：水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置をとること。
 - ：水銀回収の対象となる水銀使用製品産業廃棄物については、ばい焼設備によるばい焼、又は水銀の大気飛散防止措置をとった上で、水銀を分離する方法により、水銀を回収すること。
 - ：安定型最終処分場への埋立は行わないこと。

種類	数量	性状	事業者名	場所の所在地	備考
1 燃え殻	10t	固体	宮崎商事（株） 宮崎市□□町□□ □□ ほか	行わない	（株）□□（管理型埋立） □□市□□町□□□□
2 金属くず及びガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物（水銀使用製品産業廃棄物を含む）	0.3t	廃蛍光ランプ	宮崎商事（株） 宮崎市□□町□□ □□ ほか	行わない	（株）□□（管理型埋立） □□市□□町□□□□
3 廃酸（水銀含有ばいじん等を除く）	100t	液状	宮崎化学（株） 宮崎市□□町□□ □□ ほか	行わない	（株）□□（焼却） □□市□□町□□□□
4 廃酸（水銀含有ばいじん等を含む）	10t	液状	宮崎化学（株） 宮崎市□□町□□ □□ ほか	行わない	□□（株）（焼却） □□県□□市□□町□□□□
5 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を除く）	10t	固体	宮崎化学（株） 宮崎市□□町□□ □□ ほか	行わない	（株）□□（安定型埋立） □□市□□町□□□□
6 廃プラスチック類	10t	固体	宮崎建設（株） 宮崎市□□町□□ □□ ほか	行わない	（株）□□（圧縮固化） □□市□□町□□□□
7 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を除く）	10t	固体	宮崎建設（株） 宮崎市□□町□□ □□ ほか	行わない	（株）□□（破砕） □□市□□町□□□□
8 がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）	300t	固体	宮崎建設（株） 宮崎市□□町□□ □□ ほか	△△市△△町△△ △△△番	（株）□□（破砕） □□市□□町□□□□
9 がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）	10t	固体	宮崎建設（株） 宮崎市□□町□□ □□ ほか	行わない	（株）□□（安定型埋立） □□市□□町□□□□

10 ほかの記載内容と一致

積替え・保管施設の保管上限と連動

具体的な事業者名と住所を記載

ほかの記載内容と一致

当該許可業者の当該許可業者の施設所在地・許可内容と一致（必要に応じて許可証添付を求めるときもある）

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(第2面)

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

車両の変更がなければ、写真等添付は不要

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	キャブオーバ	宮崎XXあXX-XX	10,000	株式会社〇〇産業	
2	キャブオーバ	宮崎YYいYY-YY	2,000	株式会社〇〇産業	
3	ダンプ	宮崎ZZうZZ-ZZ	10,000	株式会社〇〇産業	
4	車検証の「車体の 形状」の欄を記載			・車検証の所有者 又は使用者と一致 ・届出者が使用者 の場合は、使用者 を記載 ・届出者が所有者 等に記載のない場 合には、車検証に 加え、貸借契約書 を添付	
5					
6					
7					
8					
9					
10					

事務所の所在地

〇〇市〇〇町〇〇-〇〇

許可時と同様に記載

駐車場の所在地

△△市△△町△△△△番

変更が無ければ見取図添付は不要

※ 付近の見取図を添付すること

(2) その他の運搬施設の概要

変更に関係する容器のみ
別途写真を添付

産廃の性状、車両の種類に応じ
た容器等が確保されているか？
(水銀使用製品産業廃棄物等は、
破損、飛散流出又は揮発等対策
が必要と考えられる)

運搬容器等の名称	用途	容量	
ドラム缶	燃え殻	0.2m ³	
プラスチック製密閉容器	廃酸	0.2m ³	廃酸(水銀含有)
プラスチック製容器	金属くず・ガラスくず 等の混合物(水銀使用 製品産業廃棄物)	0.07m ³	廃蛍光ランプ
フレコンバッグ	廃プラスチック類、ガ ラスくず等	1m ³	
鉄製箱	がれき類(石綿含有産 業廃棄物)	1m ³	

(第3面)

(3) 積替施設又は保管施設の概要

所在地：△△市△△町△△番△

届出書や図面等と一致

※積替え又は保管を行わない場合は提出不要
※保管内容に変更がない場合は提出不要

面積：100m²

種類：がれき類

保管上限：50m³

高さ：1.5m

建物：なし

床面：コンクリート舗装

保管上限の計算：

産業廃棄物の種類	1日当たり平均搬出量 (月量/月営業日数)	平均搬出量の7日分 (①)	保管施設の最大保管容量 (②)	保管上限 (①又は②のうち小さい方)
がれき類	12 t	84 t (84÷ 1.48=56.8m ³)	50 m ³ (50×1.48=74t)	50 m ³

例)

- ・事業計画 300 t/月
- ・300 t/月÷25日=12 t/日・・・1日当たり
- ・比重 1.48 t/m³で計算

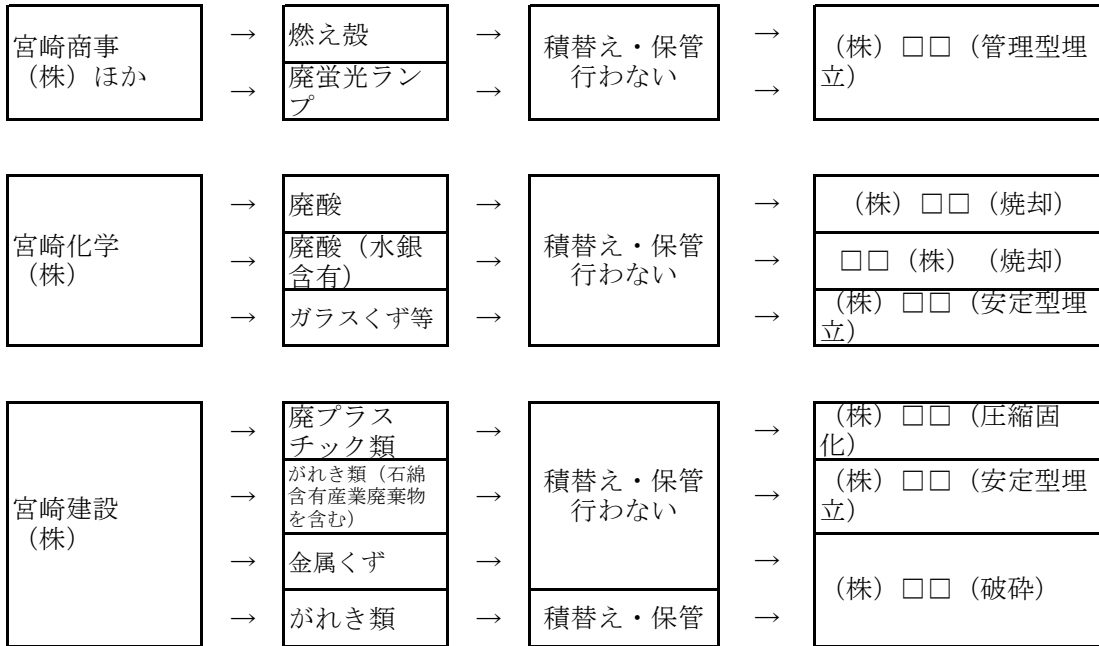
※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

(第4面)

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

第1面と一致。多種類の場合は、別紙を作成。

1 事業のフロー図



2 車両毎の用途

キャブオーバ

燃え殻(ドラム缶)、廃酸(プラスチック製密閉容器)、廃蛍光灯(プラスチック製容器)、廃プラスチック類・ガラスくず等(フレコンバッグ)、金属くず

ダンプ

がれき類(石綿含有は鉄製箱使用)

3 収集運搬業務を行う時間

8:30~17:30

- ・産廃の性状に応じて現実的に運搬可能か?
- ・運搬できない場合は、容器等が必要。

4 休業日

日曜、祝日

積替え・保管施設の保管上限と連動

- ・役員・使用人は申請書と一致
- ・事業内容に対して十分か?

従業員数の内訳

届出日以前

平成29年10月10日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する政令第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
3 人	0 人	0 人	2 人	2 人	2 人	0 人	9 人

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

(1) 運搬に関し講ずる措置

悪臭：

飛散流出：

その他：

- ・可能な限り、許可時の内容に水銀使用製品産業廃棄物等を追加する形で記載すること。
- ・処理基準（収集運搬基準）等に基づき具体的な措置を記載
- ・水銀使用製品産業廃棄物については、飛散流出、破碎することのないよう、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集運搬する方法について記載
- ・水銀含有ばいじん等については、飛散流出、揮発等を防止するための方法、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して収集運搬する方法について記載
- ・「水銀廃棄物ガイドライン（環境省、平成29年6月）」を参照

個別基準（水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等）：

- ・水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光ランプ）は、その他の産業廃棄物と混合しないように専用容器で運搬する。破損防止のために慎重に積込作業を行い、厚手ビニール袋に収納の上、必要に応じ容器間には緩衝材を詰めて運搬する。
- ・水銀含有ばいじん等は、その他の産業廃棄物と混合しないよう、また飛散流出・揮発防止のために蓋付き専用容器で運搬する。

(2) 積替え又は保管施設において講ずる措置

飛散流出：

汚水：

地下浸透：

悪臭：

衛生害虫：

その他：

※積替え又は保管を行わない場合は記載不要

- ・可能な限り、許可時の内容に水銀使用製品産業廃棄物等を追加する形で記載すること。
- ・処理基準（保管基準）等に基づき具体的な措置を記載
- ・設置時の事前協議書に記載した構造基準及び維持管理基準の適合策と合致するか？
- ・水銀使用製品産業廃棄物については、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を記載
- ・水銀含有ばいじん等については、その他の物と混合するおそれのないよう、飛散流出、揮発等することのないよう、また、高温にさらされないために必要な措置等を記載
- ・「水銀廃棄物ガイドライン（環境省、平成29年6月）」を参照

個別基準（水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等）：

- ・水銀使用製品産業廃棄物は、その他の産業廃棄物と混合しないように仕切りを設け、飛散流出・破損・揮発防止のため蓋付きの専用容器で保管する。
- ・水銀含有ばいじん等は、その他の産業廃棄物と混合しないように仕切りを設け、飛散流出・揮発防止のため蓋付きの専用容器で保管し、高温にさらされないよう建屋内で保管する。

(3) その他

※今回の例では保管を行わないが、行う場合の記載例

(第6面)
運搬車両の写真

※車両に変更がない場合は提出不要
※変更がある場合は別途車検証等も添付

自動車登録番号又は
車両番号

宮崎XXあXX-XX

前面
写真

写真の方向等について図示するのが望ましい。

注意事項

- ・車両の前面（真正面）を撮影すること。
- ・ナンバープレートが確認できること。

側面
写真

注意事項

- ・車両の側面（真横）を撮影すること。
- ・名称等の車体の表示が確認できること。

既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業所名）」、「許可番号」）が表示されていること。
車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。

撮影 平成 29 年 10 月 10 日

(第7面)
運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	プラスチック製密閉容器	用途	廃酸
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">※変更に関係する容器のみ写真を添付</div>			
注意事項			
・容器等の全体が写るように撮影すること。			
		撮影	平成 29 年 10 月 10 日

運搬容器等の名称	プラスチック製容器	用途	廃蛍光ランプ
注意事項			
・容器等の全体が写るように撮影すること。			
		撮影	平成 29 年 10 月 10 日